「横断的見直し」 指摘事項	JSTの取組状況
1. 保有資産の抜本的見直し	
(1)不要資産の国庫返納 今回の事業仕分けにおいて、独立行政法人が保有する必 要性の低い資産(資本金、剰余金、職員宿舎等の福利厚生 施設等)が散見されたことから、独立行政法人が保有する 資産について、当該独立行政法人が保有し続ける必要があ るかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行う。	○ 資本金、資本剰余金については、研究機器等の有形固定資産や情報資産等の機構が実施する業務に必要不可欠な資産に充当している。利益剰余金の積立金については、独立行政法人科学技術振興機構法 第20条第3項に基き、中期目標の期間の最後の事業年度に係る整理を行った後に国庫納付を行うこととなっている。 ○ 機構の保有する福利厚生施設である職員宿舎について、抜本的な見直しを進めている。昨年度は南青山宿舎の売却(H22.2.22大臣認可、6月売却完了)を行い、池袋、与野の宿舎も現入居者の退去後に売却することとしている。また、練馬区の日科寮(単身寮)については、今後の老朽化対応および他の用途にて有効活用する方向で検討を進めることとしている。
(2)事務所等の見直し 独立行政法人の支所等として、東京事務所、海外事務所、 研修施設等を設置している場合があるが、当該独立行政法 人が当該事務所等を引き続き設置し続ける必要があるか、 効率化を図ることができないか等を検証し、廃止、統合、組 織の枠を超えた共用化等の措置を行う。	<ul> <li>○ 東京事務所 東京に所在する事務所については、集約化により半減するよう都内事務所集約化検討委員会において検討をすすめ、7月を目処に東京事務所の集約化の基本方針を策定する予定。それに基づき具体的な集約を進めていくこととしている。機構の保有する上野事務所については、売却の方向で検討を進めているところ。</li> <li>○ 海外事務所 機構の海外事務所については、他の独法との共用等(ワシントン事務所:JSPS、シンガポール事務所:理研)するなど効率的な運用を実施してきており、引き続き相互の業務協力等を通じて効果的に業務を実施していくこととする。</li> <li>○ 研修施設 H20年度に茅野(車山)研修施設の売却を行い、残る伊東の研修施設も本年度中に持分の売却手続きに着手することとする。</li> </ul>
(3)施設と事業規模との再整理 上記(1)(2)の検証に当たっては、事業規模を施設に合わ せて考える現状維持的な姿勢を改め、施設の保有や賃借 は、政策的必要性や効果に応じた必要最小限に留める。	

「横断的見直し」 指摘事項	JSTの取組状況	
2. 事業実施の主体・手法等に関する見直し		
(1)事業実施主体の見直し 民間で実施可能な業務や民営化が可能な収益事業からは 撤退するなど、独立行政法人の業務は、民間の主体にゆだ ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの等に 限定するよう、所要の措置を講じる。	〇 運営費交付金で実施している事業については、国が科学技術政策の観点から必要と考えるものを実施しているため、直ちに収益を生じるものではなく、民間の主体にゆだねた場合は必ずしも実施されないおそれがあるものである。	
	〇 自己収入で実施している科学技術文献情報提供事業に関しては、民間へ移管する場合の課題・対処方法等について、有識者、民間事業者、利用者から構成される委員会で検討を行う。また、事業効率化のための抜本的な見直しも併せて検討をすすめる。	
事業のうち、他の独立行政法人等で類似の取組を行っている事業について、優先度、効果等を勘案して事業主体のあ	〇機構は、イノベーションの創出を目的とする科学技術基本計画の中核的実施機関として、ファンディングを活用した研究開発や基盤整備等を実施しており、いずれの事業についても、その目的、実施手法、対象等を比較した場合に、他法人の事業と不必要な重複は生じていない。	
	〇 関係機関間の効率的な連携を図るため、例えば、JSPSとの意見交換や協力、JSTと NEDOとの技術情報交換会の開催、国会図書館や国立情報学研究所との定期的な連絡会等 を実施している。	

「横断的見直し」 指摘事項	JSTの取組状況
(3)取引関係の見直し 今回の事業仕分けにおいて、各独立行政法人から関係法 人に対して不透明な形で発注している例が散見されたこと から、競争性を高めたコスト縮減、情報公開の徹底、関係法 人の利益剰余金の国庫等への納付など、関係法人との取 引関係について抜本的見直しを行う。	○競争性を高めたコスト縮減機構では、平成19年度に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成20年1月より原則一般競争入札に移行し、競争性を高めたコストの縮減と、関係する業務改善に取り組んできたところ(平成21年度末時点で、競争性のない随意契約は平成18年度実績と比較し、件数ベースで△94%、金額ベースで△89%など)。また、新たな見直し計画を策定(平成22年4月)し、更なる競争性の確保を図るとともに、競争性のある契約について一者応札等の見直しを進めることで一層の競争性を高めたコストの縮減に努めることとしている。  ○情報公開の徹底など競争性のある契約を行う場合は、入札前については仕様書や評価項目などの入札情報を、契約締結後は、契約相手方や契約金額などの契約情報をホームページ等で公開することなどにより、競争性・透明性が確保された情報公開を徹底しているところ。競争性のない契約を行う場合は、随意契約の基準やその契約の情報(案件、契約先、理由など)も公表している。また、機構に設置した「契約監視委員会」(平成21年12月)による契約状況の点検・見直しを進め、一層の透明性の確保に努めるとともに、他の独法との調達情報の相互リンクを機構が主導して確立したことや、利用者の利便性を考慮した調達情報ホームページの作成などのように引き続き公正な競争の確保や情報公開の徹底に取組むこととしている。なお、関連法人との契約の状況なども公表しており、不透明な取引実態が無い旨公表している。
(4)自己収入の拡大 国民生活への負担が生じない範囲において、事業の受益者 に対して適正な負担を求めることにより国費の縮減を図る、 民間からの寄付・協賛等を拡大する、などの措置を講じる。	機構では、日本科学未来館(東京都江東区)における来館者からの入場料収入等、外国人研究者用宿舎(茨城県つくば市)における入居者からの入居料等収入など、機構の実施する事業の受益者より適正な負担を求めている(平成21年度の実績は約6.2億円)。また、文献情報提供勘定における事業では全て受益者負担により国費投入をすることなく事業を実施しているところ(平成21年度の総事業費は約44億円)。さらに、日本科学未来館や文献情報提供勘定における事業においては、賛助会の設立等による寄付金や協賛金の募集・受入をおこなっており、一層の国費の縮減に努めているところ(平成21年度の受入実績0.5億円)。

「横断的見直し」 指摘事項	JSTの取組状況	
3. 組織管理(ガバナンス)の強化		
(1) 管理運営の適正化(人事管理・人件費を含む) コスト縮減を念頭に、人件費を含む予算の執行管理等、法 人経営全般にわたる管理運営の適正化について見直しを 行う。	○ 予算の執行管理等機構では、法人全般の計画的な予算執行を進めるため、「予算執行管理委員会」を設置し、予算執行状況の把握や分析、年度途中の予算調整等を行っている。特に、一般管理費や人件費等の縮減については個別にも規定し、毎年度の執行状況の把握や改善による計画的な執行管理に努めている。また、研究や開発に係る予算については、中間評価や都度のモニタリングにおいて、ヒアリング等による進捗や予算執行の状況を把握することにより、縮減等の配分調整を行うなど個々の業務活動においても適切な予算管理、効率的な予算執行となるよう努めている。 ○ 法人経営全般にわたる管理運営上記の予算の執行管理等を含め、法人の経営・業務の管理運営については、理事長の指示のもと分掌等された役員や推進本部等の組織において、情報と伝達を確保しそれぞれの権限や職責において適正に進められている。 具体的には、長期ビジョンの策定(平成21年3月)による長期的なミッションの明確化や毎週実施される理事連絡会議による経営・運営事項の調整、業務運営会議や理事会議による業務運営・執行の調整・決定、日常的な業務管理・改善などである。また、ミッション達成あるいは予算の適正な執行の妨げとなる研究費や開発費の不正使用については、国のガイドラインに従い対応を進めているところ。なお、機構の外部からは「科学技術振興機構運営会議」や監事による監査、研究や開発に係る主監、各事業における外部有識者などによる指摘・助言等を経営や業務に反映等するとともに、財務や業務情報の開示とその意見募集等を実施するなどにより適正な法人経営に努めているところ。	

「横断的見直し」 指摘事項	JSTの取組状況
(2)事業の審査、評価 各法人における事業の内部審査や評価について、法人内 部限りで自己完結させず対外的な透明性も確保しつつ、事 業の実効性が上がるよう所要の見直しを行う。	〇 機構は、独立行政法人通則法第32条に基づいた各事業年度における文部科学省独立行政法人評価委員会及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の評価を受けている。
	〇 機構は、前述の独法評価とは別に、各事業年度の業務実績についてまとめた業務実績報告書に基づき、機関評価を自ら実施(自己評価)している。
	〇機関評価は、機構の役職員及び外部有識者から成る自己評価委員会により実施しており、評価を法人内部限りで自己完結させず、対外的な透明性を確保するよう努めている。
	〇 機関評価では、年度計画の実施状況及び事業の改善・工夫、中期計画の「達成すべき成果」の進捗状況を把握するとともに、事業運営にあたっての今後の課題、改善すべき事項について自ら述べている。
	〇 機関評価及び独法評価の評価結果を踏まえ、事業運営について見直しを行い、制度改善などの必要な対応を取ることにより、事業の実効性が上がるように努めている。